

鳥取県告示第 356 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

恩給法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 6 号）による改正前の恩給法（大正 12 年法律第 48 号）第 9 条ノ 3 及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正 12 年鳥取県令第 55 号）第 7 条ノ 2 の規定による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県総務部福利厚生室

室長補佐 漆原 芳彦

副主幹 岩下 由紀子

3 委任期間

平成 19 年 4 月 13 日から平成 20 年 3 月 31 日まで